

焼津市「新しい生活様式」対応型ビジネス導入助成事業 ～TRY! New Life Style～

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、自主的に「新しい生活様式」に対応した取り組みを実践し、安定した事業継続に向けたチャレンジを行う事業者を支援するため、非対面型ビジネスへの業態転換や、施設の整備・改修・設備導入等の3密回避に向けた取り組みに必要な経費の一部を補助いたします(1事業者1回限り)。

補助金額



市HP

プランA ◆ 非対面型ビジネスへの業態転換

最大 **100万円** ※1

※ 非対面型ビジネスへの業態転換は、裏面記載の取組に限ります。

プランB ◆ 感染拡大防止(3密回避)対策

最大 **20万円** ※2

【補助率】 補助対象経費の **4/5** 以内

※1 補助対象経費の総額が 30万円以上(税抜) の場合に限ります。

※2 補助対象経費の総額が 3万円以上(税抜) の場合に限ります。

【注意】 プランAとプランBを併せて実施する場合の補助金額は最大100万円です。
その場合、プランBに係る補助上限額は20万円です。

補助対象

市内中小企業・個人事業主など

※市内に事業所(事務所・店舗等)を有する事業者(1事業者あたり1回限り)

対象事業

「新しい生活様式」を実践し、安定した事業継続を図ることを目的として行う、以下の取り組みに係る経費

プランA 非対面型ビジネスへの業態転換に係る経費

プランB 感染拡大防止(3密回避)対策に係る経費

対象経費については、裏面をご覧ください。

対象期間

令和2年5月4日※～令和2年11月30日までの期間内に、
導入から支払いまで完了したもの ※5月4日…新しい生活様式が示された日

申請受付期間

令和2年8月3日(月曜日)～令和2年12月15日(火曜日)まで

お問い合わせ

焼津市役所 商工課

焼津市役所本庁3階(〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号)
(電話) 054-626-9411

平日午前9時から午後5時まで

「新しい生活様式」対応型ビジネス導入助成事業 対象経費

《プランAの補助対象となる経費～最大100万円》

【非対面型ビジネスへの業態転換】

- ・ECサイト(オンラインショップ)の構築 ・キャッシュレス決済の導入
- ・セルフオーダーシステムの導入 ・自動チェックインシステムの導入
- ・セルフレジの導入 ・自動販売機の導入 ・受付ロボットの導入 ・配膳ロボットの導入
- ・テレワーク環境の整備に必要なソフトウェア、機器(Webカメラ、ヘッドセット等)

※ プランAの非対面型ビジネスへの業態転換は、以上9つの取組に限ります。

《プランBの補助対象となる経費～最大20万円》活用事例

【感染拡大防止(3密回避)対策】

- ・個室から大部屋への転換、間取り変更 ・座席レイアウト転換 ・オープンテラス新設
- ・換気設備(換気扇、換気ダクト)の新設、高効率換気設備に交換
- ・窓の新設、増設、固定窓を開閉可能窓に交換 ・網戸の設置 ・自動扉の設置
- ・エレベーター改修(重量センサー調整等)
- ・ビニールカーテン、アクリルパネル、パーテーション設置 ・券売機
- ・センサー付き自動蛇口の設置 ・鍵・スリッパ殺菌機器
- ・ソーシャルディスタンス確保サイン ・人感センサー付き照明器具 ・非接触型検温器
- ・サーモグラフィカメラ ・自動消毒液噴霧器 など

《補助対象とならない経費》

- ・衛生用品(マスク、除菌スプレー、ガーゼ、使い捨て手袋、フェイスシールド等)
- ・エアコン(空気清浄機能付、換気機能付のエアコンも含む)、空調設備
- ・家電製品(空気清浄機、加湿器、扇風機、サーキュレーター等)
- ・汎用品(パソコン、タブレット、Wi-Fiルーター、スマホ、カメラ等)
- ・汎用性の高い備品(机、椅子、棚、トイレ、自転車、バイク、自動車等)
- ・文房具、事務用消耗品
- ・公租公課(消費税、固定資産税等)
- ・継続的経費(家賃、駐車場代、光熱水費等) ・人件費(給与、役員報酬等)
- ・通信費(携帯電話料金、Wi-Fi使用料、インターネット回線使用料、プロバイダ料金等)
- ・支払いに係る手数料等(振込手数料、代引き手数料、ネット決済手数料等)
- ・新型コロナ感染拡大防止対策でない工事・改修(トイレ改修、壁の張替え等)
- ・自宅兼店舗(事務所)の自宅部分に整備しようとする経費
- ・他の国、県、市町村等の補助金等の補助対象となっているもの
- ・社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- ・中古品のもの ・単に古くなったものの買い替え
- ・領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※上記以外のものにつきましては個別にお問い合わせください。

